

第2編

資料

2

〔凡例等〕

1 市町村

市、町及び村の表記は釧路市、鹿島町、松尾村のように市、町及び村を付記している。また、東京都の特別区についても同等の扱いをしている。

2 測定局

測定局名は、都道府県からの報告による名称を採用している。

3 用途地域

都市計画法第 8 条に定める地域の用途区分であって、「住」、「商」等の略名は次のことを意味する。

住 : 住居専用地域、住居地域及び準住居地域

商 : 近隣商業地域及び商業地域

準工 : 準工業地域

工 : 工業地域

工専 : 工業専用地域

未 : 未指定地域又は無指定地域

風致 : 風致地区

臨港 : 臨港地区

その他 : 上記のいずれにも該当しない地域

4 ※印（測定局名の先頭に※印が付いている場合）

(1) 一般環境大気測定局（第 2 部第 1 章）

用途地域が工業専用地域、臨港地区の場合及び通常、住民の居住が考えられない場所にある測定局を示す。

(2) 自動車排出ガス測定局（第 2 部第 2 章）

車道局（中央帯、車道、交通島等の内に試料採取口が設けられている測定局）を示す。

5 有効測定時間

年間測定時間が 6,000 時間以上の場合をいう。（光化学オキシダント、微小粒子状物質、炭化水素類を除く）

6 有効測定日数

微小粒子状物質において年間測定日数が 250 日以上の場合をいう。

7 経年変化表中の（ ）

経年変化のなかで値を（ ）で囲んだものは、有効測定時間もしくは有効測定日数に満たない測定局のデータを示す。

8 環境基準の達成

浮遊粒子状物質（S_{PM}）、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、光化学オキシダント（O_x）に係る環境基準の評価については、昭和 48 年 6 月 12 日付け環大企第 143 号大気保全局長通達「大気汚染に係る環境基準について」、二酸化窒素（NO₂）については、昭和 53 年 7 月 17 日付け環大企第 262 号大気保全局長通達「二酸化窒素に係る環境基準の改訂について」、また微小粒子状物質については、平成 21 年 9 月 9 日付け環水大総発第 090909001 号水・大気環境局長通知「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」の示すところであるが、環境基準に関連する事項の記載は下記によっている。

(1) 「1 時間値」の時間のとり方は、通常正時から正時までとし、測定値は、後ろの方の時刻

の時間値とする。例えば、1時から2時まで測定した場合には、2時の1時間値となる。ただし、従前から別の方式で算出している場合には、この限りでない。

- (2) 有効測定日：1日20時間以上1時間値が測定された日をいう。
- (3) 日平均値の年間2%除外値：年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値で、除外する日数は小数点以下を四捨五入した日数である。
- (4) 日平均値の年間98%値：年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものである。なお、低い方から98%に当たる測定日は、小数点以下は四捨五入で算出する。
- (5) 環境基準の長期的評価による日平均値〇〇ppmを超えた日数：日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値が環境基準を超えた日数である。ただし、日平均値が環境基準を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外していない。
- (6) 98%値評価による日平均値0.06ppmを超えた日数：1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ0.06ppmを超えた日数である。

9 光化学オキシダント

従来光化学オキシダントは、1日のすべての時間帯についてデータの整理を行ってきたが、昭和49年度から昼間について、データの整理を行うこととした。

- (1) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって1時間値は6時から20時まで得られることになる。
- (2) 昼間測定日数とは5時から20時までの間に測定が行われた日の総和をいう。
- (3) 昼間測定時間とは5時から20時までの間に測定した時間の総和をいう。

10 非メタン炭化水素

- (1) 6～9時3時間平均値とは、午前6時から9時までの1時間値3個、即ち、午前7時、8時、9時の3個の1時間値の算術平均値をいう。この場合、当該時間帯の3個の1時間値のうち、1個でも欠測のある場合は、3時間平均値も欠測とし評価の対象としない。
- (2) 6～9時における月（年）平均値は次式により算出している。

$$6 \sim 9 \text{ 時における月（年）平均値} = \frac{6 \sim 9 \text{ 時に測定された全測定値の総和}}{6 \sim 9 \text{ 時に測定された全測定時間数}}$$

この場合は（1）の「6～9時3時間平均値」と異なり、6～9時に測定された全測定値を用いる。

- (3) 6～9時測定日数とは、午前6時から9時までの3時間が全て測定された日の総和をいう。

11 数値の表示方法

(1) 単位及び方法は次のとおりとしている。

物質名	単位	平均値
窒素酸化物 (NO+NO ₂) 一酸化窒素 (NO) 二酸化窒素 (NO ₂) 光化学オキシダント (O _x)	ppm	小数点以下第4位を四捨五入して、小数点第3位まで表示している
一酸化炭素 (CO)	ppm	小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで表示している
非メタン炭化水素 (NMHC) メタン (CH ₄) 全炭化水素 (T-HC)	ppmC	小数点以下第3位を四捨五入して、小数点第2位まで表示している。
浮遊粒子状物質 (SPM) 浮遊粉じん (SP)	mg/m ³	小数点以下第4位を四捨五入して、小数点第3位まで表示している
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	μg/m ³	小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで表示している
降下ばいじん	トン/km ² /月	小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで表示している。

(2) 百分率 (%) で示す数値の記載方法は小数点以下第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示している。